



令和6年10月18日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
課長補佐（有害化学物質対策） 水貝（972-2677）

土壌汚染の報告について

下記のとおり、「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報告者 ホリベマシナリー株式会社

2 報告日 令和6年10月16日

3 報告の概要

(1) 対象地名 ホリベマシナリー株式会社

(2) 所在地 名古屋市西区又穂町2丁目11番地

(3) 対象地の概要 工場（昭和13年から令和6年1月まで）
4,495.65 m²（第一種住居地域）

(4) 汚染状況

項目※1	汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	基準	超過区画数／調査区画数※2
土壌溶出量調査	鉛及びその化合物	0.012～0.053 mg/L	1.2～5.3 倍	0.01 mg/L 以下	1／48
土壌含有量調査	鉛及びその化合物	250～1,000 mg/kg	1.7～6.7 倍	150 mg/kg 以下	1／48

※1 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量、土壌含有量は土壌に含まれる汚染物質の量を示します。

※2 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイト
の地理院地図を一部編集して使用している。

(5) 対象地の状況

対象地は、飛散防止措置等がとられています。

地下水調査では基準に適合していたため、地下水汚染の拡散のおそれはありません。

4 本市の対応

報告者に対し、適切な土壌汚染対策を実施するよう指導を行います。

「土壌汚染対策法」に基づく区域の指定を行い、その旨を公示する予定です。

<参 考>

基準を超過した物質の毒性について

【鉛及びその化合物】

急性毒性：嘔吐、腹痛、下痢、血圧降下、乏尿、昏睡。可溶性鉛塩の経口致死量は 10 g といわれている。

*10 g は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度 (0.053 mg/L) では、水 190 kL に含まれる量、土壌含有量の汚染物質濃度 (1,000 mg/kg) では、土 10 kg に含まれる量になります。

慢性毒性：高濃度の中毒症状は、貧血、消化管の障害、神経系の障害等。血液中鉛濃度が 0.4~0.5 mg/L を超えて長期間暴露された場合に障害がみられる。

発がん性：国際がん研究機関 (IARC) は、鉛の無機化合物をグループ 2 A (人に対しておそらく発がん性がある) に分類している。また、鉛そのものをグループ 2 B (人に対して発がん性があるかもしれない)、鉛の有機化合物をグループ 3 (人に対する発がん性については分類できない) に分類している。

出典「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート (環境省ウェブサイト)」
(下線部分は、名古屋市において挿入しました。)